

# 東日本大震災農業生産対策交付金 交付要綱の制定について

23生産第722号  
平成23年5月2日  
農林水産事務次官依命通知

改正	平成23年9月1日	23生産第4223号
改正	平成23年12月6日	23生産第5181号
改正	平成24年4月6日	23生産第6151号
改正	平成25年5月16日	25生産第348号
改正	平成26年4月1日	25生産第3399号
改正	平成27年4月9日	26生産第3212号
改正	平成30年3月29日	29生産第2301号
最終改正	令和2年4月1日	元生産第1723号

この度、東日本大震災農業生産対策交付金の実施に係る東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、貴局管内の都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。



(別 紙)

## 東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱

(通則)

第1 農林水産大臣は、東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。  
2 前項に定めるもののほか、実施要綱第2の2のただし書の事業に要する経費は、同要綱第2の2に掲げる事業において実施する事業に要する経費としてみなすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表の区分の欄に掲げる、1と2の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長（当該都県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。  
2 都県は、1の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長が別に定める日までに行うものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6 都県は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により交付金変更（中止又は廃止）承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第8 都県は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があった年度の1月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出して行うものとする。ただし、地方農政局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 農林水産大臣は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都県に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長に正副2部提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした都県は、1の実績報告書を提出するに当たって第4の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告し

なければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした都県は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

#### （賠償金の取扱い）

第11 都県は、実績報告書を提出した後に、交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、別記様式第6号により速やかに賠償金支払報告書正副2部を地方農政局長に提出するとともに、地方農政局長から当該交付金の返還を求められた場合は、これを返還しなければならない。

#### （財産の処分制限）

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

#### （補助金の経理）

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### （交付金交付の際付すべき条件）

第14 都県は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の他の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都県は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱の他の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

（1）事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、

一般の競争に付きなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この通知は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 23 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 平成 23 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 平成 24 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。  
ただし、東京電力株式会社からの賠償金支払に係る事項については、この限りではない。

附 則

- 1 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 生産第 2301 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
<b>東日本大震災農業生産対策交付金</b>  1 農業・食品産業強化対策整備交付金	1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額、定額（11/20、1/2 以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額（1/2 以内）		
2 農業・食品産業強化対策推進交付金	事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額、定額（1/2 以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更



別記様式第1号（第4関係）

令和〇〇年度東日本大震災農業生産対策交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都県知事 氏 名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第4の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

注) 様式は次のとおりとする。

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 整備事業

農業・食品産業強化対策整備交付金 ..... 様式A

2 推進事業

農業・食品産業強化対策推進交付金 ..... 様式B

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

分野	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	都県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	
地域提案メニュー							
合計	事業費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する分野を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 3 備考欄には、分野ごと、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。  
また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

分野	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都県費	市町村費	
	円	円	円	円	
合計					

(注) 1 事業内容欄は、生産局長が別に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。  
 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

2 農業・食品産業強化対策推進交付金の対象となる事業の内容及び計画

分野	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	都県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	
合計							

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費)  (A) + (B)	負 担 区 分				備 考
			交付金  (A)	都県費  (B)	市 町 費 市 村 (C)	その他  (D)	
東日本大震災農業生産対策交付金	円	円	円	円	円	円	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費							
2 農業・食品産業強化対策推進交付金							
合 計							

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 の 金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
東日本大震災農業生産対策交付金 1 農業・食品産業強化対策整備交付金 2 農業・食品産業強化対策推進交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日 注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

実績報告の際は以下の資料を添付すること。ただし、1及び2の添付を原則とし、3については、1又は2との併用を可能とする。

なお、これらにより難しい場合には、3のみの添付も可能とする。

- 1 整備事業にあつては、財産管理台帳（別記様式第6号）の写し
- 2 推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3 事業実績内訳明細書（様式別紙）

(別紙)

東日本大震災農業生産対策交付金事業実績内訳明細書  
事業種類 ( )

分野	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
					交付金	都県	市町村	その他	
				円	円	円	円	円	
計									
計									
計									
合計									

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、分野ごとに計を設けるすること。
- 2 事業種類 ( ) の欄は、「農業・食品産業強化対策整備交付金」、「農業・食品産業強化対策推進交付金」のいずれかを記入し、それぞれ別様とすること。
- 3 地域提案メニューは、取組区分の欄に「地域提案」と記入すること。
- 4 施設等区分の欄は、実施要綱別表の施設等名を記入すること。
- 5 備考の欄は、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第6関係）

令和〇〇年度東日本大震災農業生産対策交付金  
変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった東日本大震災農業生産対策交付金について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。  
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「東日本大震災農業生産対策交付金変更承認申請書」を「東日本大震災農業生産対策交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。



別記様式第3号（第9関係）

令和〇〇年度東日本大震災農業生産対策交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった東日本大震災農業生産対策交付金について、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

令和〇〇年度東日本大震災農業生産対策交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった東日本大震災農業生産対策交付金について、下記のとおり実施したので、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円

なお、併せて精算額として農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
  - (2) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別記様式第1号の記のVの2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものに限り添付すること。
- また、以下の資料を添付すること。ただし、(1)及び(2)の添付を原則とし、(3)については、(1)又は(2)との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、(3)のみの添付も可能とする。
- (1) 整備事業にあつては、財産管理台帳（別記様式第6号）の写し
  - (2) 推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
  - (3) 事業実績内訳明細書
- 3 実績報告書提出時に、交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、別紙を添付すること。

別紙

東京電力株式会社からの賠償金支払状況

(単位：円)

項 目	金 額
A 交付金の交付決定額	
B 交付金の受領額	
C 交付金により実施した事業と同一の対象について支払われた賠償金の総額（交付金の返還予定額）	

別記様式第 5 号（第 10 関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都県知事 氏 名 印

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった東日本大震災農業生産対策交付金について、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第 10 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	交付金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
 なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。  
 ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）  
 ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
 ・3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）  
 ・間接補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
 [ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
 [ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
 なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。  
 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料  
 ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料  
 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）  
 ・間接補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 6 号（第 11 関係）

令和〇〇年度東日本大震災農業生産対策交付金賠償金支払報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった東日本大震災農業生産対策交付金について、東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第 11 の規定に基づき、本事業に係る東京電力株式会社から支払われた賠償金について下記のとおり報告する。

記

東京電力株式会社からの賠償金支払状況

(単位：円)

項 目	金 額
A 交付金の交付決定額	
B 交付金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	
C 交付金により実施した事業と同一の対象について支払われた賠償金の総額 (交付金の返還予定額)	

別記様式第7号（第13関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名 区		地 事業実施年度			令和 年度		農林水産省所管交付金名									
分野	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内容		
								交付金	都道 府県費	市町 村費	その他					
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。